
令和3年 第104回(定例)神河町議会会議録(第3日)

令和3年12月22日(水曜日)

議事日程(第3号)

令和3年12月22日 午前9時開議

- 日程第1 第135号議案 令和3年度神河町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第2 第136号議案 令和3年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第3 第137号議案 令和3年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第4 第138号議案 令和3年度神河町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第5 第140号議案 令和3年度神河町下水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第6 第141号議案 令和3年度公立神崎総合病院事業会計補正予算(第3号)
- 日程第7 第142号議案 令和3年度神河町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第8 兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第9 発委第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書
- 日程第10 議員派遣の件
- 日程第11 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 第135号議案 令和3年度神河町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第2 第136号議案 令和3年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第3 第137号議案 令和3年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第4 第138号議案 令和3年度神河町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第5 第140号議案 令和3年度神河町下水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第6 第141号議案 令和3年度公立神崎総合病院事業会計補正予算(第3号)
- 日程第7 第142号議案 令和3年度神河町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第8 兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第9 発委第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書
- 日程第10 議員派遣の件
- 日程第11 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について
-

出席議員（８名）

1番	安部重助	6番	小島義次
2番	三谷克巳	8番	藤森正晴
4番	小寺俊輔	10番	栗原廣哉
5番	吉岡嘉宏	11番	澤田俊一

欠席議員（１名）

12番 廣納良幸

欠員（３名）

事務局出席職員職氏名

局長 小林英和 主事 鶴野雄二郎

説明のため出席した者の職氏名

町長	山名宗悟	建設課長	野崎直規
副町長	前田義人	地籍課長	藤田晋作
教育長	入江多喜夫	上下水道課長	谷総和人
総務課長	岡部成幸	健康福祉課長	桐月俊彦
総務課参事兼財政特命参事		健康福祉課参事兼保健師事業特命参事	
.....	黒田勝樹	保西 瞳
税務課長	長井千晴	会計管理者兼会計課長	
住民生活課長	平岡民雄	北川由美
住民生活課副課長兼防災特命参事		町参事兼病院事務長	春名常洋
.....	井出 博	病院総務課長兼施設課長	
地域振興課長	前川穂積	井上 淳一朗
ひと・まち・みらい課長		教育課長兼給食センター所長	
.....	真弓 憲吾	高橋 宏安
ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事		教育課副課長兼社会教育特命参事	
.....	石橋 啓明	井上 恭輔
		代表監査委員	藤 後 秀喜

午前9時00分開議

○副議長（澤田 俊一君） ただいまの出席議員数は8名であります。定足数に達していますので、第104回神河町議会定例会第3日目の会議を開きます。

なお、廣納良幸議長から、本日、欠席届が提出されておりますので、御報告申し上げます。

ます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程に入る前に、12月7日初日の定例会において選任について同意いたしました神河町代表監査委員、藤後秀喜氏にお越しいただいておりますので、ここで就任の挨拶を受けます。

藤後代表監査委員、お願いいたします。

○代表監査委員（藤後 秀喜君） 失礼をいたします。御紹介をいただきました藤後でございます。去る7日の議会におきまして、皆様の御同意をいただき、監査委員に就任をさせていただきました。どうかよろしく願いをいたします。

先月の下旬に前田副町長のほうから話があるということで連絡をいただきまして、これまで何回かお話をさせていただく機会がありましたので、今回も仕事上のことなのかなということで話をお聞きしますと、町の監査委員への要請でございました。全く想定もしないことでしたので、行政については、今もそうですし、これまでも全く素人で、とんでもない話が出てきたなということで思いました。副町長からは、素人の目で見ただけならいいんですよと、そして助言をいただいたらそれが一番なんですよと、いつもの例のソフトな物腰と口調で話がありましたので、深く考えもせずに、自分なりに役に立つのであればということで、後日、時間をいただいて御返事をさせていただきました。

議会の承認を得たということでしたので、詳細を説明したいと、そんな話がありまして、お伺いをしました。その席上で神河町監査委員監査要綱というものを頂きまして、かなりのページ数でしたので持ち帰りまして、一応目を通させていただきました。これはとんでもないものを軽請け合いしたなという反省を家でしたところがございます。2期8年の長期間にわたりまして重責を担われました清瀬監査委員と引継ぎをさせていただきました。昨日初めて監査というものをさせていただきました。もうまさしく正直大変でした。とはいえ、お受けした以上は一から勉強させていただきました。与えられた職責が全うできるように頑張りたいというふうに思います。

議員の皆様、また役場職員の皆様におかれましては、今後の御指導、御支援のほどをよろしくお願いを申し上げまして、就任の挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○副議長（澤田 俊一君） 藤後代表監査委員、ありがとうございました。

ここで暫時休憩いたします。

午前9時04分休憩

午前9時05分再開

○副議長（澤田 俊一君） 再開します。

それでは、日程に入ります。

日程第1 第135号議案

○副議長（澤田 俊一君） 日程第1、第135号議案、令和3年度神河町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

議案の審査を付託しておりました総務文教常任委員会の審査報告を求めます。

三谷克巳委員長。

○総務文教常任委員会委員長（三谷 克巳君） 皆さん、おはようございます。2番、三谷でございます。感染防止対策がしてありますので、マスクを外して報告をさせていただきます。

12月7日の本会議において総務文教常任委員会に審査を付託されました第135号議案、令和3年度神河町一般会計補正予算（第5号）の審査報告をいたします。

委員会を12月14日に開催し、行政成果、適正な事務執行、財源の確保、負担の公平性、費用対効果といった観点から審査を行いました。委員1名の欠席があり、5名で審査を行っております。また、コロナ禍の中での審査となりましたので、説明員につきましては、特別職のほかは補正予算計上項目に直接関係のある管理職12名の出席を求め、行いました。

採決の結果、出席委員全員の賛成により、当委員会としては、原案のとおり可決することに決定しました。なお、討論はございませんでした。

審査に入ります前に、本会議で質疑がありました観光施設事業者等支援金について、観光施設事業者等支援金交付要綱案を、これはお手元に配付しておりますが、この説明を受けております。

次に、審査過程における質疑応答の内容について報告しますので、審査報告書の2ページを御覧ください。

まず、歳入ですが、過疎地域自立促進特別事業債940万円の減額は、県からの内示によるものなのか、また、3年度の過疎債のソフト事業分の発行許可額についての質疑に対して、ソフト事業分の発行限度額が決定したことによるもので、減額は特別交付税での対応となります。また、3年度のソフト事業分の発行限度額は6,510万円で、前年度と同水準ですが、ソフト事業の発行限度額は基準財政需要額が影響するので、来年度以降は少しずつ減ってくる見込みであるとの回答でございました。

次に、寺前停車場線改良工事が非適債事業、起債が使えない事業になった理由についての質疑がございまして、工事内容が側溝の蓋を設置するものだったので、県との協議において、道路改良には当たらないということで、非適債事業になったとのことでした。

次に、町道峰山線に係る辺地対策事業債を1,100万円減額して、減額となった財源を電源立地地域交付金に振り替えるという説明を受けていますが、電源立地地域交付金は増額されていないので、当初予算の電源立地地域交付金事業に変更があったと思われる

るから、その内容についての質疑がございました。町道峰山線の補修工事は事業費が当初予定の半分程度になる見込みであり、また、電源立地地域交付金事業も減額になる見込みで、交付金に余裕ができるので、町道峰山線の補修工事に充当したいとの回答でございました。

次に、コミュニティバス運行委託料の増額は、運賃収入の減と運行距離が延びたことによるものですが、その内容についての質疑がございまして、回答では、新型コロナウイルス感染症の影響により運賃収入が270万円減少し、また、寺前駅から粟賀営業所間の回送バスを実車に変えたことによる経費の増額分が102万円となっている。また、3年度当初予算時には廃止した湊線、福山線の2万9,000キロメートルを減らしましたが、寺前駅から粟賀営業所間の片道5.5キロ、1日2便増えたことなどにより、年間2,992キロメートル増えたとのこととございました。なお、寺前駅から粟賀営業所間は寺前駅8時12分発と14時40分発の2便が運行しており、11月は74人の利用がありました。

次に、ふるさと納税一括代行業務委託料の積算方法についての質疑があり、ふるさと納税に係る業務を一括して委託している業者にふるさと納税額の12%程度を払っているとの回答でございました。

次に、児童手当の法改正に伴い来年度から現況届を出さなくても済みますが、その児童手当の支給手続についての質疑がございまして、回答では、現況届の提出が原則不要となり、今回の給付金と同じように役場から振り込むとのこととございました。また、児童手当を初めて受給する場合は、出生届時に口座番号等を聞いて対応していくとのこととございました。

次に、最初に説明を受けた観光施設事業者等支援金交付要綱の内容ですが、要綱で定めている支援金の交付対象者は、令和2年4月1日現在において神河町内で事業を行っており、4年度以降も事業を継続している観光施設事業者及び宿泊事業者でございまして、そのうち令和2年度の入り込み客数が元年度の入込み客数より減少している事業者、また、2年度の売上額が元年度の売上額より減少している事業者としています。支援額は、令和2年度の固定費、光熱水費になりますが、これの2分の1を支援します。ただし、売上金の減少額が固定費の2分の1に満たない場合はその減少額を支援します。この要綱の効力期間は令和4年の3月31日までの予定となっております。

この観光施設事業者等支援金に関して多くの質疑がありました。

最初に、この要綱での観光施設事業者、また宿泊施設事業者の定義についての質疑に対し、回答では、観光産業は観光資源の整備、開発、保護をして観光客をもてなす事業で、具体的には、旅行代理店、観光向けの旅館、ホテル、飲食業、運輸業、バスやタクシー、お土産や名産品の製造業、観光地の娯楽、それからレジャー産業などで、多岐にわたりますが、要綱では、町が指定している観光施設の指定管理者に限定しているとのこととございます。一方、宿泊施設事業者とは、宿泊を伴う施設という捉え方で、

宿泊部屋を持つ宿泊事業、民泊など一戸建ての建物を活用した民泊施設も宿泊事業に入るとのことでした。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業者支援分は、人流抑制の影響を受ける交通事業者、観光事業者、イベント事業者等に対する支援が重要視されているので、町としては、飲食業は協力金の支援もあったので対象から外し、交通事業者、観光施設の指定管理事業者、観光事業でウエートを占めている事業者に支援することとしており、観光事業者の損失補填ではなく、事業継続を目的として、事業継続と新規事業の展開を促進することを大きな目的としているとの回答でした。

続いて、支援金の補正額2,100万円の内訳についての質疑がございまして、その内訳は、観光施設事業者が1,921万1,000円、宿泊施設事業者が178万9,000円を予定しているとの回答でした。

また、この要綱の第2条第1項に神河町内に事業所の住所を有する事業者と規定されてありますが、これの解釈についての質疑があり、回答では、施設、事業所の所在地が神河町内ということでした。分りにくい表現なので検討するとのことでした。

最後に、この補正予算が可決された場合のその後のスケジュール、また申請の開始、支援金の支払い時期についての質疑がございまして、補正予算が可決されれば、要綱を公布し、年明け早々に周知、PRを行います。国の補助事業なので、3月末までには支払いを済ませるように進めていきたいとの回答でした。

次に、住宅管理費で、特定空家、危険空き家の除去を略式代執行する予定で工事請負費に予算計上していたものを補助金に変更した理由についての質疑に対し、回答では、危険空き家の除去は所有者が実施するのが前提となっておりますが、当初予算段階では相続人全員が相続放棄をする見込みで略式代執行を予定していたが、10月に相続人の一人と連絡が取れ、所有者が除去を行うことの協議ができたので、除去費用を補助する方法に変更したとのことでした。

次に、社会教育総務費の県指定文化財保存整備事業補助金は、福本徹心寺の本堂正面の向拝を緊急に修理するものですが、本堂のかやぶき屋根等全体的な改修計画についての質疑がございまして、改修費が約9,000万円の予定で、できるだけ早い時期に対応しなければならないという程度でございまして、詳しいスケジュールは分からないとの回答でした。

次に、給料表の1級1号俸のパートタイム会計年度職員の時間給が改定された最低賃金、兵庫県は928円ですが、それに抵触するので1級2号俸に引き上げているが、それぞれの号給の時間給単価についての質疑がございまして、回答では、1級1号給を時間給に換算すると927円になり、2号給は934円になるので、結果として7円の引上げになったとのことでした。

以上、概要報告をしましたが、詳細な質疑応答内容につきましては、審査報告書に記

載しておりますので、御覧をいただきたいと思ひます。

以上で第135号議案、令和3年度神河町一般会計補正予算（第5号）の審査報告を終わります。

○副議長（澤田 俊一君） 報告は終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 質疑ないようでございます。

質疑を終結し、これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第135号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○副議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第135号議案は、原案のとおり可決されました。

○副議長（澤田 俊一君） 次の日程に入る前に、第136号議案から第138号議案、第140号議案、第141号議案の各議案について、経過を説明します。

各議案については、12月7日の本会議において町長から議案が上程され、提案説明があり、それぞれ質疑を行いました。本定例会最終日である本日に各議案について討論と採決を行うものです。

それでは、日程に戻ります。

日程第2 第136号議案

○副議長（澤田 俊一君） 日程第2、第136号議案、令和3年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

上程議案に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第136号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○副議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第136号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第3 第137号議案

○副議長（澤田 俊一君） 日程第3、第137号議案、令和3年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

上程議案に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第137号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第137号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第4 第138号議案

○副議長（澤田 俊一君） 日程第4、第138号議案、令和3年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

上程議案に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第138号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第138号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 第140号議案

○副議長（澤田 俊一君） 日程第5、第140号議案、令和3年度神河町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

上程議案に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第140号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第140号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 第141号議案

○副議長（澤田 俊一君） 日程第6、第141号議案、令和3年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

上程議案に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第141号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第141号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 第142号議案

○副議長（澤田 俊一君） 日程第7、第142号議案、令和3年度神河町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第142号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和3年度神河町一般会計補正予算（第6号）でございまして、補正予算（第5号）以降、補正要因が生じたものについて、補正するものでございます。

補正の要因は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、子育て世帯に支援し、適切な配慮を行うことを目的とする子育て世帯への臨時特別給付金給付事業の増額でございます。先行給付金の5万円給付に続く子供1人当たり5万円相当のクーポンを基本とした給付について、自治体の実情に応じて現金給付も可能とする旨の国の見解が示されたところです。当町は、年末年始の消費需要の負担を支援するため、児童手当支給対象者について、年内、12月24日に一括10万円の現金給付をいたします。これらに伴う経費を歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,506万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億6,370万8,000円とするものでございます。

以上、提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○副議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 5番、吉岡です。質問を2点します。

1つは、これは商品券に代えて現金にしてもいいですよという国の政策で現金にされて、これはこれで理解しとんですけども、これまでこういった支援については商品券が

非常に多かったと思うんですけども、地域経済活性化のための商品券というふうに理解してありますが、今回、現金でいかれた理由について、これが1点目。

それから、2点目が、所得オーバー、これは標準的な世帯で960万円以上の所得がある世帯には出さないというふうになっとんですね。国はね。しかし、小野市、ここが所得オーバーがあっても全ての子供に公平に行き渡るのが本当じゃないかということで、所得制限を超えた世帯についても出されているというところで、これまで神河町、特に乳幼児医療などは所得制限撤廃ということですからずっとやってきていますので、このたびも、何世帯ぐらいオーバーされたのか知りませんが、町単独事業というような考えはなかったのかなという、この2点についてお伺いします。よろしくお願ひします。

○副議長（澤田 俊一君） 平岡住民生活課長。

○住民生活課長（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡でございます。それでは、お答えをさせていただきます。

まず1点目、国が5万円のクーポン券を支給と当初原則にしておりましたが、地域への経済循環を考慮して、クーポン券の支給を考えなかったのか、また、現金に変えた理由はというところかというふうに思います。

先ほどからも申し上げましたように、国は当初、年内5万円の現金給付と、残り5万円についてはクーポン券が原則というふうに言っておりました。しかしながら、クーポンの作成であるとか配付にかかる経費、また、クーポンを使用する際に、それに参加する事業者との調整、また、特に神河町のような郡部では、国が指定した使い道ですね、新学期に向けての入学あるいは進学等、子育てに関する商品やサービスが全てこの地域で賄えるかといった観点から、現金での支給が国のほうでも認められたというところでございます。

クーポンの発行によりまして、地域の商工会や事業所に経済循環をもたらすという視点は大変重要かというふうに受け止めてはおりますが、国が現金給付を認めるまでには関係課とも協議をいたしまして、クーポンの支給、作成も検討はしておりましたが、先ほど申し上げた理由により、年末年始のこの物入りの時期に使い勝手のよい形で現金給付をさせていただくということの選択をいたしました。

それから、もう1点、所得制限を撤廃している自治体がある中でという話でございます。

この事業は、国のほうで次に予定をされていると聞いておりますコロナ禍で苦しむ困窮世帯に支給される住民税非課税世帯に対して1世帯10万円の現金給付という給付と同じ考え方で、そういった所得制限を設けることによりまして、一定以上収入のある方、その方が一概に裕福であるという判断ができるわけではありませんが、その収入をもって一定の線引き、支援の有無の判断がなされているものと理解をしております。対象人数は少なく、町財政に与える影響はそれほど大きくはありませんが、国が示す事業の趣旨と予算措置を踏まえた対応が適切と判断をいたしました。

以上でございます。御理解をよろしくお願いいたします。

○副議長（澤田 俊一君） 吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） ありがとうございます。

所得オーバーの件ですけども、一体何人のお子さんが所得オーバーになっているのかお聞きします。

○副議長（澤田 俊一君） 平岡住民生活課長。

○住民生活課長（平岡 民雄君） 11世帯で、対象児童23名でございます。以上です。

すみません。それは、この年内給付いたします児童手当の支給対象者の児童でございます。その中で所得オーバーとなる方が11世帯、対象児童23名でございます。以上です。

○副議長（澤田 俊一君） 平岡課長、それ以外の全体での数は把握されていますか。吉岡議員はそれを問われていると思いますので。

平岡住民生活課長。

○住民生活課長（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡です。それ以外の分については、今のところ3世帯程度はあるのかなというふうに調査をいたしております。以上です。

○副議長（澤田 俊一君） 吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） これで3回目、最後の質問になるんですけども、23名プラスアルファになりそういう感じで聞いたんですが、23でいくと230万の支出ですよ。乳幼児医療の町単独事業、県よりええことをしている所得制限撤廃したことによる一般財源の持ち出しは約2,600万。令和2年度で2,600万。今回言っているのは230万。子育てを支援する町としてどうなんかなと私は思います。大きな市であれば、何千人とか何万人となると、それはもう市にすればたまらない金額になるので財政パンクするというのは分かるんですけども、230万程度であれば、乳幼児医療の町単独事業をやっている精神で何とか考えるべきじゃないかなと私は思うんですね。もしこれができなくても、例えば、僕もいろいろ考えたんですけど、以前、子育て世帯地域商品券ということで、これは小寺議員の一般質問があったときに、PCR検査を妊婦が付添いの人は駄目ですよというてなっちゃったんですね、姫路市で。途中であかんなくなって、PCR検査は2万5,000ぐらいするんですね。これについて、あくまでも、コロナ禍に今ありますが、これが3年も4年も続くとは思わないんですね。あと2年ぐらいで終結するんじゃないかと思うので、できましたら例えば令和4年度予算で妊婦さんに対する地域商品券を1年だけ考えると、令和5年はコロナのことを考えて、落ち着いたらもうなしにするとか、やっぱり子育て世帯支援の町なので、引き続き何かそういった独自策を出してもらわれへんかなというふうに思うんです。町長か副町長、お答えをお願いします。

○副議長（澤田 俊一君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田です。御意見ありがとうございます。また、御提案とい

うふうな形で受け止めさせていただこうかなと思ってます。町長の重要施策の中に「住んでよかったと思えるまち・ひとづくり」という項目がありまして、その中に子育て支援というのは重要施策として上げております。どのような展開ができるかというのはここでちょっと明言はできませんけれども、十分に受け止めさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。

○副議長（澤田 俊一君） ほかに質疑ございませんか。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。私も2点ほどお伺いをしたいと思います。これも11月30日の臨時議会の際にも一応お尋ねをしたんですが、その確認も含めてお尋ねをしたいと思います。

基本的には今回の給付金についてはプッシュ型ということで、特に申請しなくてもこの24日の日にそれぞれ10万円が振り込まれるという予定で進めておりますが、一方、その中で、10月1日以降に生まれた子供、それから公務員、それから高校生だけの世帯というんですかね、これにつきましては申請が必要やということなので、今月の24日についてはこの10万円が振り込まれないというような理解をしております。ですので、この3パターンの場合、当然申請をして給付されるという形でありますので、この方に対する通知方法をどのように考えられるかという部分と、それから、申請時期はいつからできるのか、そして、その結果で大体どの時期にこの10万円が給付されるかという、そういうスケジュール的な分を改めて説明をお願いしたいと思います。

それから、もう1点は、今回の分につきましては、10万円の給付方法については、それぞれ各自治体に任せられましたので、例えば、これもあり得ないという話かもしれませんが、一つ予定をしておかなければならないのが、5万円の給付とクーポン券で給付した自治体の方が1月1日以降、神河町に転入されてきた場合なんかはどうなるのかなというような分を私も危惧をするというんか、そこまで心配する必要はないということかもしれませんが、そういう場合も当然想定されると思うんですが、そのような場合についてはどうなるかという部分が一つあります。この2点についてお尋ねをしたいと思います。

○副議長（澤田 俊一君） 平岡住民生活課長。

○住民生活課長（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡です。せんだって11月30日の臨時議会の際に、先行給付の対象児童1人当たり5万円の補正予算を審議いただいた際に、高校生だけの世帯、あるいは公務員の世帯ですね、プッシュ型で支給するのか申請をいただくのか、少し私のほうも明確な回答ができていなかった部分はあるんですけども、要は議員がおっしゃったように、申請をしていただくということで事務を進めております。要は口座情報が把握できるかというところなんですけども、過去の児童手当の支給情報によって口座情報が確認できないわけではないんですけども、変わっている方もありますし、二度手間を防ぐために、改めて口座情報を確認させていただきたいというこ

とで、プッシュ型ではなく、申請型で支給をさせていただきます。

そういった対象になる方については、こちらでピックアップをいたしまして、この給付金の支給についての通知をさせていただいて、申請を促したいというふうに考えております。この通知については、年明け早々に文書を発送する予定でおります。申請をいただきましたら、順次取りまとめをいたしまして、1月末、次は2月末、3月末といったスケジュールで振込のほうをさせていただこうというふうに考えております。

それから、新生児につきましては、今現在、児童手当を受給されている方で、また新たにお子さんが増えたという場合につきましては、児童手当の額改定請求を出していただきます。それをもってこの給付金を支給するというので、その方については申請ではなくてプッシュ型ということになります。それから、これまで子供さんがなくて、新たにお子さんがお生まれになった方については、児童手当の認定請求を出していただいて、その情報に基づいてプッシュ型でこの給付金を支給させていただくということになります。

それから、もう1点、他の自治体でクーポンを受けられて、その方が当町に転入されてきた場合のケースでございますけども、恐らくそのクーポン券は当町で使用できるものではないというふうに、そういったものの条件でクーポンが発行されておるというふうに想定されますので、そういった方については、元の住所地でそれを使用させていただくということになるのではないかとというふうに考えております。以上でございます。

○副議長（澤田 俊一君） 平岡課長、三谷議員の質問の中に、例えば他市町で5万円を給付された方が1月1日以降に転入されたときに当町はどう対応するのかという、そういう質問もあったと思います。

平岡住民生活課長。

○住民生活課長（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡です。この給付金は、あくまでも基本としては今年9月分の児童手当を支給された方が対象ということで、例えば他市町で児童手当を受給された後に仮に神河町へ転入された方があったとすれば、その方のこの給付金は前住地の市町が支給することになりますので、そこから支給に関しての通知も行っているはずだというふうに制度上はなっておりますので、そういう方が神河町に来られたとしても、それは前住地がこの給付金を支払うと、逆に、神河町で9月分の児童手当を受給された後、他の市町へ転出された場合、その方については神河町からこの給付金を支給する旨の通知を差し上げているというところでございます。以上です。

○副議長（澤田 俊一君） 三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。ということは、2点目の質問の理解の仕方ですが、あくまでこれは9月に児童手当を支給された時点が基本的な対象になりますということなので、それ以降については、どこに住もうと、その自治体の条件には合わないという、そのように理解をしとったらいわけですね。

もう1点、先ほどの分の中で、高校生なり、それから新しく生まれた子供についても、

兄弟がいて、ほんで兄弟が児童手当をもらっている場合については申請が必要ないですよと、ですのもう既にこういう24日に振り込みますというような通知が行っているというように理解しておいてよいのか。そして、初めて生まれた子供、もしくは高校生だけの世帯については、通知も行っていないので、年明けに通知が行って、そこから始まるという中で、同じ高校生、同じ新生児でもそれぞれ取扱いが違ってきますよという、そのような理解でよろしいでしょうか。

○副議長（澤田 俊一君） 平岡住民生活課長。

○住民生活課長（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡です。三谷議員おっしゃったとおりで御理解いただいたらというふうに思います。以上です。

○副議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。ほかに質疑ございませんでしょうか。

〔質疑なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 質疑ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第142号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第142号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第8 兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○副議長（澤田 俊一君） 日程第8、兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙の件であります。

最初に、内容について説明します。

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約第9条第1項において、広域連合議員の任期は、当該関係市町の長、副市町長または議会の議員としての任期によると規定されております。同広域連合議会議員に平成29年12月26日に選出をされておりました前田義人氏につきましては、令和3年12月9日付で神河町副町長の1期4年の任期が満了したことにより、同規約により広域連合議員の職を失ったこととなります。

同広域連合規約第9条第3項では、欠員が生じたときは速やかにこれを選挙しなければならないと規定されています。

この選挙の方法は、同規約第8条第1項で、広域連合議会議員は、関係市長、町長、副市長、副町長または議員の中から1名を選挙する。また、同条第2項で、選挙については、地方自治法第118条の例によると規定されております。

以上が選挙を行う理由でございます。

それでは、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定によりまして、広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

再度お諮りします。指名の方法につきましては、議長において指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、議長指名とすることに決定しました。

兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員に神河町副町長、前田義人氏を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名しました前田義人氏を兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と決定することについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました神河町副町長、前田義人氏が兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。併せて告知いたします。

日程第9 発委第1号

○副議長（澤田 俊一君） 日程第9、発委第1号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員会、安部重助委員長。

○議会運営委員会委員長（安部 重助君） 議会運営委員会委員長の安部でございます。発委第1号提出の理由並びに説明内容を申し上げます。

発委第1号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について、提出の理由を説明いたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いています。この中で、地方財政は来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しています。

このような状況において、地域の実情に応じた行政サービスを持続的に提供していく

以上が発委第1号の提案理由です。よろしく御審議をお願いいたします。

○副議長（澤田 俊一君） 説明が終わりました。

発委第1号に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 質疑ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより発委第1号を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、発委第1号は、原案のとおり可決しました。

日程第10 議員派遣の件

○副議長（澤田 俊一君） 日程第10、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第129条に伴う議員派遣について、お手元に配付のとおり議員派遣する予定となっています。

お諮りします。別紙のとおり議員を派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、別紙のとおり議員派遣することに決定しました。

日程第11 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について

○副議長（澤田 俊一君） 日程第11、各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員会、議会運営委員会の所管事務について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付されていますとおり、閉会中の継続調査をしたい旨の申出がございます。

お諮りします。各常任委員長、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○副議長（澤田 俊一君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。今期定例会に付議された議案は全て議了しました。これで閉会したい

と思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。

これをもちまして第104回神河町議会定例会を閉会します。

午前9時58分閉会

副議長挨拶

○副議長（澤田 俊一君） 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今次定例会は12月7日に開会し、本日までの16日間でした。町長から提出されました議案は、人事案件3件、条例制定並びに一部改正4件、公の施設の指定管理者指定8件、各会計補正予算7件と本日追加提案されました子育て世帯への臨時特別給付金の一般会計補正予算（第6号）を合わせて計23件が提出されました。また、選挙2件を実施し、議会から発委1件を提出しました。令和3年度一般会計補正予算（第5号）については、総務文教常任委員会に審査を付託し、慎重審議していただきました。ここに厚くお礼申し上げます。

議員並びに執行部におかれましては、終始真剣な議論を交わしていただいた結果、全ての議案が承認、可決されました。議員各位の御精励と御協力、また、町執行部におかれましても真摯に対応していただきましたことにお礼を申し上げます。審議の過程におきまして議論されました内容につきましては、十分考慮され、今後の町政執行に反映されますようお願いいたします。

なお、子育て世帯への臨時特別給付金については、神河町は年内一括現金給付となりました。しかし、高校生のみ保護者や公務員の方々は年明けからの申請となりますし、所得制限で給付対象とならない方々もおられると思います。町民の皆様への丁寧で分かりやすい案内説明を特にお願しておきます。

後になりましたが、廣納議長が欠席の中、不慣れな私が議長の職を務めることとなり、皆様の御協力により何とか大過なく閉会を迎えることができました。改めまして皆様にお礼を申し上げます。

さて、昨年に引き続き、今年もコロナ感染症対策に明け暮れた1年でした。町民の安全・安心な暮らしを守るために、感染症対策並びにワクチン接種に一丸となって取り組んでいただきました山名町長はじめ全職員、関係者の皆様にお礼を申し上げます。中でも公立神崎総合病院の皆様、地域の開業医の先生方、健康福祉課職員ほか関係者の皆様には、感染への不安や緊張の中、医療並びにワクチン接種に当たっていただきました。医療、福祉をはじめ、私たちの暮らしを守り支えるお仕事に従事されている全ての皆様に敬意を表するとともに、その御尽力に心より感謝を申し上げる次第であります。本当にありがとうございます。

結びに、今年も残すところあと僅かでございます。皆様におかれましては、健康に御

留意され、健やかな新年を迎えられますことを、そして神河町のさらなる発展を御祈念申し上げまして、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） それでは、第104回神河町議会定例会の閉会に当たりまして、私からもお礼の御挨拶を申し上げます。

12月7日から開会いたしました定例会におきまして、議員各位には、本会議並びに委員会を通じ慎重審議くださいました御苦勞に対しまして、衷心より敬意と感謝を申し上げます。

今期定例会は、令和3年度各会計補正予算をはじめとした全ての案件につきまして、原案どおり承認、可決いただき、誠にありがとうございました。執行部といたしまして、今定例会で議員各位より頂戴いたしました御意見、御提言を真摯に受け止め、より一層の適正な行政運営、予算執行につなげていく所存でございます。とりわけ山名町政4期目のスタートに当たり、副町長、教育委員、監査委員の選任の同意をいただきました。前田副町長、入江教育長と共に、引き続き皆様の信頼と期待に応えるため、みんなが元気になる「大好き！私たちの町 かみかわ」を目指し、全力で邁進する決意であります。

今年を振り返ってみますと、昨年引き続き、新型コロナの感染拡大と抑制を繰り返し、計4回の緊急事態宣言の再発出が余儀なくされました。マスク、手指消毒、検温、うがい、加えてソーシャルディスタンスは、第五波が収束に向かう今もなお私たちの日常と化しているわけでございます。そのような中、ようやく10月より解除となり、落ち着いてきた状況とはなっておりますが、ここに来て、新種株、オミクロン株による感染が世界各国で広がりを見せると同時に、国内での感染者も確認されています。兵庫県も年末年始を控え、感染防止対策の注意喚起をしたところでございます。

一方、ワクチンの開発により、町においては88%の方が2回目接種を終えられ、また、高齢者等の3回目接種は来年2月前後からとなる見込みでございます。世界では逆に拡大傾向にあることも踏まえて、第六波を引き起こさないためにも、しっかりとルールを守ることが大切です。神河町としましても、これまで同様に兵庫県の方針に基づき啓発に努めてまいります。

次に、今年で5シーズン目となります峰山高原リゾートホワイトピークでは、今年新たに人工降雪機16台増設し、合計42台、また、レンタル用品の更新やインターネット予約の充実など万全の体制の下で、12月11日に安全祈願祭が開催され、18日のオープンを目指し準備を進め、御承知のとおり17日からの寒波により50センチの積雪にも恵まれ、1日遅れとなりましたが、19日、全コースオープンの運びとなりました。兵庫県下では、ハチ・ハチ北、若杉高原おおやスキー場、六甲スノーパーク、そして峰山ホワイトピークの4か所のみオープンとなり、峰山においては、オープン時点では過去最高の入り込み者数を記録して、幸先のよいスタートを切ることができました。

今週末もこの冬最大の寒波が予想され、大いににぎわいを見せることと期待しております。また、一方で、町内全域の道路の除雪作業につきましても万全の体制で対応させていただきます。

今年も残すところ10日を切りました。今週末からさらに寒さが厳しくなっております。議員各位には、健康管理を十分にさせていただきますとともに、今年1年間の町政運営に対しましての御支援、御協力に心から感謝申し上げますとともに、来年におきましても引き続きの御指導を賜りますようお願いを申し上げ、そして、皆様と共に素晴らしい新年が迎えられるよう御祈念申し上げ、閉会に当たりましてのお礼の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

午前10時08分
